

平成24年度新潟市新津地区勤労青少年ホーム運営審議会議事録

日時	平成24年6月7日(木) 午後1時30分～2時30分
会場	新潟市新津地区勤労青少年ホームグループ室
出席者	遠山(直)委員, 長谷川委員, 丸山委員, 遠山(達)委員, 小林委員 上田委員, 原委員, 川瀬委員 計8名
事務局	秋葉区地域課補佐, 地域課員3名
傍聴者	0名

【内容】

1. 開会

- 委員自己紹介
- 所属長等自己紹介

2. 会長及び副会長の選出

- 会長に長谷川委員, 副会長に遠山(直)委員が選出されました。

3. 会長, 副会長あいさつ

4. 議事

(1) まちづくりセンターについて

・(地域課職員)

新津地区勤労青少年ホームは会議棟・体育施設があります。現在の管理体制は市の直営管理となっています。受付等の管理業務をシルバー人材センターに委託しています。なお, 1階事務室内には新津東部コミュニティ協議会の事務局があります。

この協議会は, 平成19年3月に設立し平成20年8月から事務室内に事務局を構えています。

次に施設の利用状況です。新津地区勤労青少年ホームが開館したのは昭和58年, 約30年近くたちますが, 条例に盛り込まれているとおり利用者の範囲が2つあります。市内に居住し勤務する25歳以下の人, 市長が適当と認める人となっています。利用者数は3年さかのぼりますと3万人ちょっと, 25歳以下となると正確な統計はとっていませんが, だいたい数十人程度となっています。現在利用されている人は地元・地域の人たち, グループ, サークルの皆さん年齢問わずご利用いただいているというのが実態です。このような現況をふまえて施設の使い方としては看板上は新津地区勤労青少年ホーム, 勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図る場であるという一面ともう一つは地域住民の活動の場としてコミュニティ活動を推進する場, 拠点となってきています。

具体的にどのようになっているかといいますと, サークルやグループ等の活動拠点となっている, 次に東部コミュニティ協議会の事務所を設置してコミ協活動の拠点となっている, この2つが大きく分けられています。このような現況, 施設

の機能となっています。

まちづくりセンターとはどういうものかといいますと、秋葉区だけでなく新潟市全8区で取り組んでいるものです。地域コミュニティ協議会を中心とした地域による主体的なまちづくりを推進するため、市民力・地域力をさらに高めるため出張所や公民館、コミュニティセンターなどの既存の公共施設を地域づくりの拠点としての充実を図る取り組みということです。既存の公共施設を活用して地域の課題を解決していく機能を充実させていきたいと思いますというものです。ですから、建物を建設・改築するということではなくソフト機能を充実させていきたいと思いますということです。

なお、まちづくりセンターの経緯は平成22年度から新潟市でスタートしています。当初モデル事業として実施し3ヶ所指定して行いました。東区石山出張所と公民館、南区の月潟出張所と公民館、味方出張所・公民館、この3ヶ所でスタートしています。平成23年度になりますと全8区においてモデル事業を実施していくということになりまして、秋葉区では新津地域交流センター、もう一つがこちらの新津地区勤労青少年ホームで実施しました。今年度も引き続き各区においてモデル事業を実施していくということで、最終的には市の方針としてまちづくりセンターというのを全市で展開していく方向で進めています。

なお、まちづくりセンターの運営については先ほども申し上げましたが、建物を作るということではないので、その建物をどういう風に使っていくかということになります。運営形態については3つのパターンがあります。1つはコミ協やその連合組織に指定管理に移行する、いわゆるコミュニティセンターなどの指定管理導入施設にまちづくりセンターの運営を持たせていくという形。2つ目はコミ協と市の連携・協働による運営を模索していく、基本的には出張所や公民館など市の直営施設で、事例でいうと石山出張所や月潟出張所などが該当してきます。3つ目は、コミ協が運営にかかわる仕組みづくり、上記以外の公共施設。新津地区勤労青少年ホームはこの3つのうち3番目に該当します。コミセンでもなく、出張所・公民館でもない。それ以外の公共施設というかたちになります。勤労青少年ホームにおけるまちづくりセンターの運営は、地域づくりの拠点として活かし、新津東部コミュニティ協議会が地域住民や関係機関等と協力し合い地域課題解決に向けて主体的に取り組むことで地域コミュニティを推進する取り組み、現時点でもこの勤労青少年ホームを活用して、地元の活動をされていますので実態としては地域コミュニティ・地域活動推進の拠点になっているのではないかと思いますけれど、それを市としてまちづくりセンターの運営として位置付けていくということになります。

つづきまして、まちづくりセンターにともなってどういう事業を展開していかなければならないか、勤労青少年ホームの機能を満たしながらまちづくりセンターの機能も果たしていかなければならないということです。東部コミュニティ協議会が主体となって取り組んでいくかたちになりますが、まず1つ目はまちづくりセンターの事務室としての整備ですが、昨年度、事務室を整備させていただきました。基本的には机・椅子あるいは電話・ホワイトボードなど什器関係のものを中心に整備しました。なお、現在地元東部コミュニティ協議会は週2回午前中、事務室にスタッフとして常駐して業務・対応に関わっています。2つ目が地域に関する情報の収集および提供に関する事業。地域活動・コミュニティ活動の参考になる情報コーナーの設置を図っていく。3つ目が地域課題の解決に関する事業。これはまちづくりセンターの事業でもあり地元のコミ協の事業にも該当してきますのですが、防災・福祉・環境の地域課題解決に係る事業の展開をしていく、それ

から地域交流の支援に関する事業。地域の人材の育成に関する事業。
こちらについては新津東部コミュニティ協議会でやってくださいというよりも公民館や社会福祉協議会と連携しまして地域活動を支援する人材の育成を図っていくこととなります。

それから地域活動の場の提供です。1つは事務室を確保し、事務所を設置しました。もう1つは東部コミュニティ協議会から積極的に使ってもらっていますが、勤労青少年ホームを拠点として地域活動の場としてより一層積極的にご利用いただきたい。最後が青少年の健全育成と福祉等に関する事業、この部分がいわゆる勤労青少年ホームの条例に基づいて今後取り組んでいく、あるいは計画を立てていく部分となります。勤労青少年ホームの機能を活かした事業としまして、東部コミュニティ協議会がまちづくりセンターの運営を担うので全てお任せは現実難しいと思います。これに関しては区・公民館・関係機関・団体との協働により勤労青少年ホームの機能を活かした事業はどういうものがあるか、そちらにも取り組んでいくような計画を立てています。

つづきまして、イメージでまとめたものです。全体のまちづくりセンターのイメージになりますので、今後東部コミュニティ協議会と調整させていただくこととなりますけれど、現在予定しているイメージと捉えてください。まちづくりセンターといとなかなか聞きなれない名前かと思います。地域活動の拠点として機能を充実させていくのがまちづくりセンターということになります。

実際新潟市内のまちづくりセンターがどのような整備・取り組みを行っているかまとめたものになります。出張所・公民館、コミュニティセンター、なお、まちづくりセンターの運営を進めていくわけですが、これに伴いまして勤労青少年ホームの管理体制も調整していかなければならないのですが、地元のコミュニティ協議会に管理・運営を任せる方向で市役所関係課と調整を進めているということも併せてお話しします。

・(長谷川委員)

中心となる青少年ホームの耐震性が問題であるが、耐震工事は終わっているのでしょうか？会議をしている最中に地震がおきて天井が落ちたり、不都合な点がおきたら大変です。基本の場所になれるのかどうかというところです。

・(地域課員)

耐震が必要な建物は順次工事をしています。

・(地域課補佐)

建築基準法改正前の建物は優先的に工事をしています。建築基準法改正後の建物は耐震化がなされているとみて調査がされません。勤少ホームは改正後に建てられて耐震化の観点から調査が入らないが老朽化しています。改正後の建物は順次見ていくと思います。

・(丸山委員)

新津地区勤労青少年ホーム条例と運営審議会規則がまちづくりセンターの規約になるのですか？

・(地域課補佐)

直接関係はありません。昭和58年に建てた勤労青少年ホームは条例にもあるよう

に、市内の中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進のために建てた建物です。これからは、既存の勤労青少年ホームの施設にコミュニティという付加価値を加えた形で、まちづくりセンターという総称的な機能・運営を図っていきたい。まちづくりセンターについては、試行の段階なので条例はまだありません。この条例はあくまでも勤労青少年ホームだけに限った条例で、その運営について審議会で諮るということになっています。これから勤労青少年ホームの運営を含めて、まちづくりセンターという方向性を配慮しながら運営を進めていきたいということなので、今回この条例に基づいた審議会を開催したという経緯です。

・(丸山委員)

今後、まちづくりセンターが正式に発足するという事なのでそれにとりもなった条例・規則というものがこれからできるということでしょうか？

・(地域課補佐)

まちづくりセンターというのは新潟市が試行的に取り組み始めたところです。まちづくりとしてはこういったような考え方でやる事が地域力を高めたり、地域が主体となった取り組みができるということで取り組み始めているが、まだ将来的にこれをどうするか、全市的にこういう条件がそろっている場所が必ずしもあるわけでもないです。将来的に確立して条例化すれば勤労青少年ホームについてどうなるのかということができてきますが、今は当面そういうことを前提としているわけではなくて、勤労青少年ホームも存続させながらということなのでこの条例はそれまでの間は続くし、審議会も開催する頻度は別にしても、審議会というのは今回委嘱をさせていただいたが、任期が2年ということになるので引き続き継続をしていきます。

・(丸山委員)

コミュニティ協議会の人、審議の議員に入らないのですか？

・(地域課補佐)

入っていません。今回はコミセンという団体に着目してそこから選任したわけではないです。規則に、関係行政機関の職員と関係団体の役員となっているので、この勤労青少年ホームの運営審議会の主旨の中では地域コミュニティや地域の団体といったのは前述していないのでそこには入っていません。ただこれからまちづくりセンターということで、地域コミュニティ協議会というひとつの団体が加わったかたちでまちづくりセンターを運営していくと、地域コミュニティ協議会も勤労青少年ホームの運営にも直接あるいは間接的に関わってきたり、あるいは勤労青少年ホームの機能と連携しながら地域の事業を展開する、といった連携関係は将来は生まれてくるだろうと思います。

・(丸山委員)

いくつもの団体があって、まちづくりセンターはまちづくりセンターとしての課題でとなると、重複するところがあるのではと思います。そういったところの連携は今後の課題ということでしょうか？

・(地域課補佐)

それも含めてどうやっていくかということになります。地域の課題解決の中でも、

青少年の健全育成、福祉の向上は残ります。そういったところは勤労青少年ホームがまさに担っている働く青少年の福祉の場でもあるわけであります。そのような事業も地域と利用者の関係団体が連携をして、更に充実した事業、勤労青少年にとって更に福祉の向上になるような事業が推進されればなお良いというふうに期待を持っています。

- ・(丸山委員)

なかなかすぐに理解できない面もありますが、わかりました。

- ・(小林委員)

今日は、利用者協議会の委員として参加しました。自分のイメージと違う内容なので面食らっています。利用者としてこのまちづくりにどうやって参加していくかというイメージでした。

- ・(地域課員)

今日お集まりの皆さんは勤労青少年ホーム条例の3条に事業があり、それに合致するような組織の皆さんから推薦いただいた代表の皆さんであります。利用していただいている皆さんに、まちづくりセンターとしての機能を勤労青少年ホームに持たせようと行政は考えているが、いかがでしょうかとお伺いしました。

- ・(地域課補佐)

条例上はこのような審議会がありました。事実上本当の意味の青少年の利用がオープン当初から多くなく、事実上の審議はありませんでした。それに代わって利用者協議会、ここでいう審議会というのは、商工会議所や関係団体が机上から計画しようという審議会になっていました。事実上は実際に使っている人達で集まって少なくとも勤労青少年ホームの機能を充実させるような事業を協議会の中で計画してやろうというかたちでやっていました。合併して協議会もなくなり、協議会的な横の繋がりはありません。今の活動がまちづくりに役に立つということは十分期待されています。

例えばコミュニティ協議会が自主事業で地域の若者、あるいは地域の人達との交流、あるいは他地域の課題の為に何か事業をする時に、ここを利用している利用者さんたちの団体のノウハウ、あるいは協働参画して事業を協力してもらえないかというようなことで参加することもある。利用者の方々も地域のコミ協と一緒に自分達の培ってきた活動のノウハウ、これらを地域づくりまちづくりに十分活かします。それは今後の運営なので、どうやっていったらいいのかなど、そういったこともこの場で意見交換していただければ良いと思っています。

- ・(遠山(達)委員)

勤労青少年ホームの部屋の空き状況は、利用者が多くて常にいっぱいなのでしょう。それとも少しは余裕があるのでしょうか？まちづくりセンターとしての機能を持たせた時、ある程度余裕があるということでしょうか？私が住んでいるコミセンは、利用団体が多くて部屋を取り合う状況です。

- ・(地域課)

十分とは言えませんが、空いています。

- ・(丸山委員)
今後どのくらいの頻度で審議会が開かれるのでしょうか？

- ・(地域課)
最低年に2回は、運営審議会を開催したいと考えています。

(2) その他

- ・(長谷川委員)
震災後、電力不足ということでバドミントンのコートの真ん中の電灯を消しています。三面ある真ん中の暗い所にシャトルが入ると、スピードがあることもあり、見えづらくなるため、瞬発力で動かなくてはいけないのに、ケガをするリスクも高くなります。練習の時は消してもいいですが、ゲームをする1, 2時間だけ点けてもよいのでしょうか。それとも基本的に節約をする方針でずっといくのでしょうか、その点を検討していただきたいと思います。

- ・(地域課員)
ケガなどの心配があるような節電のしかたはするつもりはありませんので、検討させていただきます。

- ・(小林委員)
勤労青少年ホーム利用の申込日が前月1日だが、少なくとも半年単位での長期的な申込にしてもらいたい。予約日に市の行事などでホームの利用が入れば優先します。

- ・(地域課員)
市の行事が入れば先に取らせていただきます。過去に長いスパンで予約して、後からキャンセルになり、せっかく空いても他の団体が入っていけないような状況が続いた時期があり、短期の申込にしたという経緯があります。即答はできませんが、検討させていただきます。

- ・(上田委員)
新津東部コミュニティ協議会は、勤労青少年ホームが母体といわれていますが、事務室がない時は部屋を借りていて、部屋をとれなかった時もありました。事務室を作ってください有難いです。
それと食生活推進委員の活動で、いろいろな施設で調理を行いますが、他の施設に比べると道具が足りないように思います。道具を自前で持ってくることもあります。もう少し揃えていただきたいと思います。

5. 閉会